

# 企画競争説明書

業務名称：マラウイ国みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト

調達管理番号：22a00889

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年2月8日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マラウイ国みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年4月 ～ 2028年3月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

「第2章 特記仕様書案」も参照してください。

第1期：2023年4月 ～ 2025年3月

第2期：2025年4月 ～ 2028年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年4月 ～ 2028年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期：24ヵ月未満想定】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする

##### 【第2期：36ヵ月未満想定】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年2月21日 12時
3	質問への回答	2023年2月27日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年3月3日 12時
6	プレゼンテーション	2023年3月8日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年3月14日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件では、特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名: (調達管理番号)\_ (法人名)\_ 見積書  
[例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

- ③ 本文：特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## 9. 契約交渉権者の決定方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「マラウイ国みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

マラウイ共和国（以下「マラウイ」という。）では、1990年の万人の教育会議の決議を受け、1994年に初等教育を無償化し、初等教育の純就学率が88%（教育省、2021年）まで到達するなど、学校へのアクセスは大幅に改善したが、初等教育の留年率が21%（教育省、2021年）近くに及ぶ他、初等教育修了率は50%（教育省、2021年）に留まり、教育の内部効率性に大きな問題を抱えている。また、女子児童は4.6%と男子児童の4.2%と比較し中退率が高く（教育省、2021年）、新型コロナウイルス感染症拡大による学校閉鎖で、妊娠・出産により中退する女子児童が増えたとされる。また、2012年から2014年に実施されたSACMEQ<sup>1</sup>（The Southern and Eastern Africa Consortium for Monitoring Educational Quality）の調査結果によると、6年生の調査結果は調査対象10カ国中、読み書きが最下位、算数が下から2番目という結果であると報告されており、初等教育の質の低さが浮き彫りとなっている。

こうした現状を打破すべく、マラウイ政府は、長期国家戦略「Malawi 2063<sup>2</sup>」で教育を重点課題の一つに掲げている。また、教育セクター計画（National Education Sector Investment Plan: NESIP）（2020年～2030年）においても、学校運営委員会を含む学校運営の強化を通じて教育の質を改善することを目指している。特に教育の質に関する課題解決のためには、学校運営の改善が必須と考えられるが、学校運営委員会は適切な学校運営を行う能力を有していない（YESA<sup>3</sup>、2019）。

上記を踏まえ、学校運営の強化を通じて教育の質を改善すべく、マラウイ政府からみんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト（以下「本事業」という。）に係る技術協力を我が国に要請した。本事業は、プロジェクト対象地域の小学校において、コミュニティ協働型学校運営に基づいて質の高い基礎教育が提供される基盤の整備を支援することで、これら子どもの学習に係る課題解決を図ろうとするものであり、マラウイ

<sup>1</sup> 教育の質測定のための南東部アフリカ諸国連合：[SACMEQ | The Southern and Eastern Africa Consortium for Monitoring Educational Quality](https://www.sacmeq.org/)

<sup>2</sup> 2021年1月下旬に発表された、2063年を達成年度とするマラウイ政府の長期ビジョン

<sup>3</sup> Abt Associates for the Assess the Learners (YESA) Activity。マラウイ政府のNational Reading Programの活動の一つ。



の教育セクター計画で掲げる学校運営委員会を含む学校運営の強化を通じた教育の質の改善に貢献する優先度の高い事業として位置付けられる。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

(和名) みんなの学校 (住民参加型教育開発) プロジェクト

(英名) School for All Project

#### (2) 上位目標

コミュニティ協働により初等教育の質が改善される。

#### (3) プロジェクト目標

コミュニティ協働により質の高い学習に資する、持続可能で普及可能な学校運営に係る仕組みが構築される。

#### (4) 期待される成果

成果1: パイロット対象地域において、コミュニティ協働型学校運営モデルが開発、活用される。

成果2: コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上モデルが開発される。

成果3: コミュニティ協働型学校運営をもとにした中退・留年削減モデルが開発される。

成果4: コミュニティ協働型学校運営モデルの学校レベルでの全国展開に向けた準備が行われる。

#### (5) 活動

##### 【成果1に係る活動】

(1-1) パイロット対象地域の学校運営状況に係る調査を行う。

(1-2) 教育省関係者を対象にコミュニティ協働型学校運営モデルの開発と機能化を通じた学習成果改善活動に係る経験共有ワークショップを開催する。

(1-3) 県教育事務所関係者を対象に学校運営委員会 (SMC) の民主的設立に関する枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する。

(1-4) 県教育事務所関係者を対象に学校運営委員会 (SMC) の民主的設立に関する講師研修を実施する。

(1-5) 学校改善計画 (SIP) 分析、計画立案、財務管理の枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する。

- (1-6) 県教育事務所関係者を対象に学校改善計画（SIP）計画立案、財務管理に関する講師研修を実施する。
- (1-7) 校長を対象に、SMCの民主的設立に関する研修を実施する。
- (1-8) SMC関係者や他の関係者を対象に、学校改善計画（SIP）計画立案、財務管理に関する研修を実施する。
- (1-9) SMCのネットワーク構築を含む県レベルでのSMCのモニタリングに係る枠組み（実施手順と研修マニュアル）を策定する。
- (1-10) 県教育事務所関係者を対象に、SMCモニタリング（モニタリングの仕組み、実施手順・ツール、技術助言の提供）に関する研修を実施する。
- (1-11) SMCのネットワーク構築を担当する執行部を対象に、SMCのネットワーク構築に係る講師研修を実施する。
- (1-12) コミュニティ協働型学校運営を通じたアクセス、残留率、質、教育のガバナンスの向上を目指した県教育フォーラムを実施する。
- (1-13) パイロット地域においてコミュニティ協働型学校運営の改善モデル試行に係るレビュー・ワークショップを実施する。

#### 【成果2に係る活動】

- (2-1) 学力水準に関する調査を行う。
- (2-2) コミュニティ協働型の学習成果改善活動にかかる枠組み（実施手順と研修マニュアル）を策定する。
- (2-3) ベースライン調査を実施する。
- (2-4) 県教育事務所関係者を対象に、補習活動及び宿題を含む学習成果改善活動の実施にかかる講師研修を実施する。
- (2-5) 校長及びコミュニティファシリテーター<sup>4</sup>を対象に、補習活動及び宿題の実施にかかる研修を実施する。
- (2-6) エンドライン調査を実施し、活動の成果をとりまとめる。
- (2-7) 教育省を対象に、コミュニティ協働型学習成果改善活動報告を行う。

#### 【成果3に係る活動】

- (3-1) 男子児童・女子児童の中退・留年に関する調査を行う。
- (3-2) 男子児童・女子児童の中退・留年に関するベースライン調査を実施する。
- (3-3) パイロット活動を実施し、男子児童・女子児童の中退・留年削減に資する優良実践を特定する。
- (3-4) モデル特定のためのパイロットモデルの評価を実施する。
- (3-5) 男子児童・女子児童の中退・留年に関するエンドライン調査を実施する。

---

<sup>4</sup> 補習活動や宿題など、課外の学習成果改善活動を支援する教員と住民の有志を想定。

(3-6) 中央レベル・県レベルでモデル特定のための経験共有ワークショップを実施する。

【成果4に係る活動】

(4-1) パイロット地域でのコミュニティ協働型学校運営モデルに係る評価を実施する。

(4-2) 教育省を対象にコミュニティ協働型学校運営を通じた学習成果の改善モデルの承認ワークショップを開催する。

(4-3) 県教育事務所を対象にプロジェクトで開発したモデルのスケールアップに係る活動を実施する。

(4-4) 学校関係者を対象にプロジェクトで開発したモデルのスケールアップに係る活動を実施する。(リソース次第)

(6) 対象地域

全国(うち、パイロット地域:カスング、南ムジンバ、リロングウェ東郊外、リロングウェ西郊外、リロングウェ都市部)

※パイロット地域の県では、本事業において講師研修に加え、学校関係者の研修まで行う。パイロット地域以外の県では、本事業で講師研修までを対象とする。

(7) プロジェクト対象期間

2023年4月～2028年3月(5年間)

(8) 関係省庁・機関(詳細は配布資料 討議事録(R/D) Annex6 参照)

1) 教育省基礎教育局

- プロジェクト全体の実施監理
- 関係部局との調整
- 全体戦略の策定に向けた助言や補助

2) 教育省計画局

- 全体戦略の決定
- プロジェクト全体の実施監理の補佐
- 関係部局との調整補佐
- 他ドナーとの連携に向けた調整

3) 教育省品質保証局

- コミュニティ協働型学校運営モデルの普及に係る実施監理
- コミュニティ協働型学校運営モデルのモニタリングに係る実施監理

#### 4) 教育省教員教育局

- コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上モデルの開発・活用に向けた助言

- コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上モデルの通常授業への導入に向けた関係部局との調整

- コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上モデルの開発・活用に向けた助言

#### 5) 教育省インクルーシブ教育局

- (障害児を考慮した) コミュニティ協働型学校運営モデルの開発・活用に向けた助言

- (障害児を考慮した) コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上モデルの開発・活用に係る助言

#### 6) 教育省学校保健局

- コミュニティ協働型学校運営モデルの開発・活用に向けた助言

### 第4条 業務の目的

マラウイ国「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が 2023 年 1 月 10 日にマラウイ政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### (1) 長期派遣専門家との連携

本事業の実施に際しては、本業務従事者に加えて「学校運営委員会能力強化」分野の長期派遣専門家（以下、「長期派遣専門家」という。）を1名別途派遣予定である（2025年4月から2年間の派遣を予定）。長期派遣専門家は、主に活動のモニタリング、コミュニティ協働型学校運営モデルの改善のための技術的助言、同モデルの普及計画の策定支援、同計画の承認・普及にむけた教育省や他ドナーとの調整を行う。本業務従事者は、同長期派遣専門家と連携し、カウンターパート（C/P）とともに期待される成果を達成する。

## （２）マラウイ教育セクターにおける他ドナーとの連携

本事業の、成果の拡大に向けて適宜他ドナーとの連携（特に世界銀行、アメリカ国際開発庁（USAID）、英国外務・英連邦・開発省（FCDO））を図ることに留意する。また同時に、事業の重複を避けるため、他ドナーの進捗を確認することを留意する。

同国では、世界銀行主導の Malawi Education Reform Program（MERP）や USAID 主導の National Reading Program（NRP）、FCDO 主導の National Numeracy Program（NNP）等が、初等教育分野で実施されている。本事業は、教育分野で展開される教育省の他プロジェクト及び他ドナーの活動との連携により、事業の成果拡大に向けて検討・協議を行う。教育分野で展開される教育省の他プロジェクト及び他ドナーのプロジェクトの情報については、マラウイ国教育省及び他開発ドナーを通じて情報収集を行う。

## （３）プロジェクトの実施体制について

本事業の実施体制について、マラウイ国教育省基礎教育局（Directorate of Basic Education）が計画局（Planning Directorate）の助言の下、日常的なプロジェクト運営を担うことが合意されており、本事業の円滑な運営実施のため、基礎教育局長が監督する Technical Committee を組織される予定である。また、プロジェクト全体の監督は教育省次官が務める。

## （４）関係部局との調整

本事業の直接的な C/P は、教育省基礎教育局となるが、各成果の達成に向けては、教育省の複数の関係部局との調整が必要となる。本事業の成果達成に向けて、基礎教育局及び計画局を通じて関係局とも十分な調整を図るよう留意する。

## （５）プロジェクトのモデルについて

本事業は、マラウイにおいて、コミュニティ協働型学校運営モデル（成果 1）及び同モデルをもとにした読み書き・計算力向上モデル（成果 2）、中退・留年予防モデル（成果 3）を開発することにより、コミュニティ協働による質の高い学習に資する、持続可能で普及可能な仕組みを構築することを図り、もってコミュニティ協働により初等教育の質の向上に寄与するものである。これまで、仏語圏アフリカ地域を中心に展開し、マラウイでもアフリカ地域プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』のための読み書き・計算モデルの開発・スケールアップ」（以下、コミュニティ参加プロ研）でのパイロット活動を通して試行してきた「みんなの学校」アプローチの経験を最大限に活用することを想定している。このため、本事業の本格的な活動の前に、当該先行案件群のモデルについて十分に情報収集及び分析を行い、本事業のモデルの構築のベースとすること。

なお、モデル構築に際しては、モデルの普及可能性の向上のため、高い費用対効果や費用の手頃さ、広域展開しても劣らない技術的効果<sup>5</sup>を有するものになるよう留意すること。

<sup>5</sup> モデル構築段階と比べ、広域展開段階でのモデル導入効果は劣るという仮定の下、後者の段階でも「学校運営委員会の機能度」「読み書き・計算力」「中退・留年」等の改善効果が十分に確保される。

#### (6) プロジェクト研究でのモデルの活用について

コミュニティ協働型学校運営を基盤とした学習改善モデルについては、アフリカ地域プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』のための読み書き・計算モデルの開発・スケールアップ」（以下、コミュニティ参加プロ研）で開発されたモデルを最大限に活用し、本事業による学力改善活動を可及的速やかに開始する計画である。また、プロジェクト研究「マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究」（以下、マルチセクタープロ研）<sup>6</sup>で開発される、コミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資するモデルを最大限活用し、本事業における適用を検討する。このため、本事業の活動前に、コミュニティ参加プロ研のモデルについて十分に情報収集及び分析を行うとともに、事業実施中にマルチセクタープロ研で開発されるモデルについて情報収集及び分析を行い、本事業のモデル構築に最大限活用する。

#### (7) プロジェクトの対象地域について

本事業は、マラウイ国全34教育行政県を対象とする。「第3条 プロジェクトの概要(6)対象地域」のとおり、パイロット地域（カスング、南ムジンバ、リロングウェ東郊外、リロングウェ西郊外、リロングウェ都市部）では、講師研修に加え、学校関係者の研修まで行う。パイロット地域以外の県では、本事業で講師研修までを対象とする。なお、パイロット対象地域以外の学校関係者の研修については、リソースの関係から本事業で可能な範囲で実施し、本事業で対象とならない範囲に関しては、マラウイ国教育省が必要に応じて他ドナーの支援のもと、普及・展開する。パイロット地域の選定理由は、首都リロングウェから近く中央行政官によるモニタリングの効率性に加え、全国普及を見据えた汎用性のあるモデル開発のため文化圏が異なる県を対象とするためである。

本事業の初年度は、カスング教育行政県を対象とし、2年目に全パイロット対象地域を対象に活動を実施する。プロジェクトの後半3年はプロジェクト対象地域以外の教育行政県を対象にコミュニティ協働型学校運営モデルを普及することを想定する。

#### (8) プロジェクトの裨益対象学年について

本事業では、初等学校全学年に裨益するモデルとなることを前提とするが、リソースに限界があることから、学習支援活動等、リソースの制限により対象学年の優先付けが必要となる場合は、マラウイ国教育省と別途協議・判断する。

#### (9) 学校運営委員会ガイドラインについて

マラウイ国教育省は現在、SMCに係る新しいガイドライン「Guidelines for Formulation and Functioning of the School Management Committee」を策定してい

<sup>6</sup> 2023年3月～2025年3月（24ヵ月）で実施予定のプロジェクト研究で、みんなの学校プロジェクトの成果に基づき、同モデルの比較優位や国際的なエビデンスを踏まえ、同モデルがコミュニティの教育課題の解決に貢献する他、コミュニティが抱えるマルチセクターな課題解決に資する可能性を調査、分析し、同モデルの更なる普及、発展可能性を検討する。また、アフリカ地域及びその他地域における本モデルの導入可能性調査、さらには他開発機関との連携により他機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの普及可能性及び具体的方策を調査、検討するもの。

る。同ガイドラインは、JICAのコミュニティ参加プロ研で2021年度に実施した同国でのパイロット活動の教訓が含まれている。同ガイドラインが策定された後でも、本事業における教訓・経験等を踏まえ、教育省に対して同ガイドラインを改訂するよう働きかけを行う必要がある。

#### (10) 行政官及び学校運営委員会関係者のモデル理解促進及び能力強化

協力対象地域において、コミュニティ協働型学校運営モデルの構築・普及を実施していく上で、中央・地方行政官の能力強化、特に地方行政官への研修を実施するマスタートレーナー、SMCを構成する学校関係者（住民や校長）への研修・助言指導を行うPEA（Primary Education Advisor）等の県教育事務所関係者、そして学校関係者のモデルに対する理解促進及び能力強化が着実且つ適時に行われることが不可欠である。プロポーザル策定に際しては、この点に留意した計画案を策定すること。

これら関係者に対する研修について、成果1から成果3まで、各階層の行政官及びSMC関係者に対する能力強化研修が存在するが、効率性の観点から同時期に実施可能な研修内容はまとめて実施することを推奨する。活動の効率性、成果発現・定着等の観点からより有効な研修の方法（人数、期間、内容）が考えられる場合にはプロポーザルにて提言すること。最終的には、研修の実施方法や内容については、プロジェクト開始後にC/Pとの合意のもとで決定する。

#### (11) 持続性のあるモニタリング・助言指導体制とツールの策定

コミュニティ協働型学校運営モデルの開発、普及についてカスケード式に研修が実施される予定であるが、県教育事務所の機能を活かし、研修成果の追跡調査を実施することが重要である。プロジェクトでは、C/Pとともに、モニタリング等の実施のための具体的な仕組みやツールの策定等を行い、モニタリング・助言指導体制がプロジェクト活動を通じて構築され、能力強化されるよう工夫する必要がある<sup>7</sup>。

#### (12) 中退防止・留年防止に係る活動について

マラウイでは、男子児童・女子児童共に、高い中退率・留年率が課題となっていることから、成果3に係る活動では、男子児童・女子児童双方に資するモデルを開発する。加え、中退・留年に係る女子特有の事情にも配慮し、他国の類似案件の事例を参考としつつ、マラウイ国の事情に合わせたモデルを開発することを留意する。

#### (13) マラウイにおける研修実施の慣例について

マラウイでは、開発協力機関の協力による研修において関係者を集める場合、日当、交通費（必要な場合）及び宿泊費（必要な場合）の支払いが慣習として常態化している。これらを支払わない場合、研修対象者や先方政府関係者の参加の有無や度合いに負の影響が及ぼされる可能性が高く、その場合本事業の進捗と成果発現に大きな支障を来

---

<sup>7</sup> なお、本モニタリング・助言指導体制を持続性のあるものにするための方策をプロポーザルにて提案すること。

す。このため、研修実施の際にはマラウイにおける開発協力機関間での取極め「Daily Subsistence Allowance (DSA)」に準拠した上記費用についても見積書に計上すること。

なお、効率性等の観点から学校関係者の能力強化研修に関しては、複数の Zone をまとめて実施することを想定する。また、学校関係者の能力強化研修に関して、各日研修会場への日帰り移動を想定しており、学校関係者（講師は除く）への夕食・宿泊費の支給は想定していない。

#### (14) モデルの普及展開計画について

プロジェクト終了時までには、教育省のモデル承認を受けて、教育省により普及展開計画（予算及び実施体制含む）が策定され、終了後は同計画に沿った全国の小学校へのスケールアップを目指す旨、先方政府と合意している。本事業では、プロジェクト終了後に先方政府によるスケールアップが可能となるようなモデルとなるよう留意すること。なお、マラウイでは、直面する経済悪化の状況を踏まえ、教育省単独による全国の小学校へのスケールアップは困難である可能性があるため、積極的に他ドナーの協力を得られるよう留意すること。

#### (15) その他の留意事項

##### (ア) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee : JCC / Steering Committee）及び Technical Committee の開催

本事業の円滑かつ効果的な運営のため、JCC を設置、少なくとも半年に 1 回程度開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする。また、JCC では、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。なお、JCC のアジェンダ、発表資料内容等については JICA 側と事前に協議すること。

また、本事業の進捗や懸念事項に係る基礎教育局長への報告・連絡のために Technical Committee を適宜開催する。

JCC 及び Technical Committee の位置づけ及び参加者については、R/D Annex 6 を参照すること。

##### (イ) ジェンダー平等の推進

本事業の実施に当たっては、教育におけるジェンダー平等を推進する活動とすることに留意すること。そのため、活動の計画、実施に先立ち、ジェンダー平等に関する情報の収集・分析を行った上で、ジェンダー課題やニーズの特定を行い、活動に反映させること。その際は、具体的に次の点に留意すること。

- 成果 2 及び 3 に係る活動として実施するベースライン調査の中で、ベースラインデータを収集する、または何らかの分析を行う際には、男女差がないとの前提に立たず、必ず男女別のデータ収集と分析を行い、その結果を活動に反映させること。成果 2 及び 3 に係る活動として実施するエンドラ



イン調査の中でのエンドラインデータ収集・分析の際にも同様に、男女別の分析・評価を行うこと。

- データ収集・分析の結果、男女間で異なるニーズや課題が明らかになった場合には、これに対応する活動を協議・計画すること。
- 本事業において実施する研修や使用する教材等について、ジェンダー視点に立った（ジェンダーレスポンシブな）内容とすること。また、固定的な性役割分担の考えを是正する内容とすること。

#### （ウ）広報活動

本業務実施にあつたては、本協力の意義、活動内容及びその成果をマラウイ及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、本事業の活動や成果を可視化し、効果的な広報に努めること。広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中、適宜 JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）に対し提案すること。また、本事業に関する既存のウェブサイトや、JICA が開設する技術協力ウェブサイト（日本語・英語）のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、各種セミナーや国際会議等で本事業の成果発表を勧奨する（JICA が発表を依頼する場合もある）<sup>8</sup>。

#### （エ）日本国内の会議及び現地会議

業務従事者は、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）及び JICA マラウイ事務所との定例会議等、本業務に関連した会議に適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出する。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、現地での C/P との協議についても適宜メモランダムを取り交す等、合意事項を必ず文書で確認することとする。

#### （オ）モニタリング調査に対する協力

コンサルタントは、案件開始時に R/D 署名時に合意した PDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operation）に基づき現状を確認した上で、変更の必要性について JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）に報告し、JICA 本部から提供されるフォーマットに基づき、Monitoring Sheet（Ver.1）を作成する。なお、その際、R/D 署名時に合意した PDM、PO の変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合には JICA と協議すること。

JICA は、プロジェクト期間中、6 か月に一度の定期モニタリングを予定している。本モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供し、C/P と共同して Monitoring Sheet を作成し、JICA マラウイ事務所に提出する。また、JICA 本部からの運営指導調査等の現地調査が実

<sup>8</sup> なお、現時点で想定される広報活動について、プロポーザルにて提案し、見積もりについて別見積に含めること。

施される場合、必要な便宜を供与する。Monitoring Sheet は、6 か月に一度の頻度で更新し、JICA からの提供依頼を受けた場合には開示すること。

(カ) 新型コロナウイルス感染症対策措置

新型コロナウイルス感染症拡大状況下、プロジェクト活動の一環として、研修や会合等を実施する際は、特に感染症対策を講じること。

(キ) 他国との経験共有

これまで JICA は仏語圏アフリカ地域を中心にコミュニティ協働型学校運営改善プロジェクトを実施する中で、各国での取り組み事例の共有や新たな価値創造を目的とした経験共有セミナーを実施してきた。本事業の成果について、本セミナーによって形成されたネットワークを通じて、他国への共有に協力すること（グローバルな学び合いを促進）<sup>9</sup>。

## 第7条 業務の内容

### 【全体に係る業務】<sup>10</sup>

#### (1) ワークプランの作成

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、本事業の全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法（技術移転の手法、援助協調への取組方法、実態（ベースライン）状況の把握方法と調査項目案等を含む）、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめる。

#### (2) ワークプランの説明・協議

ワークプランについて C/P と共有・協議し、マラウイ側と協調しながら最終化を図る。また、マラウイ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト開始後速やかに JCC を開催し、JCC メンバーへ同プラン内容を含む JICA 支援概要を説明すること。また、現地でのワークプランの説明・協議を通して、マラウイ側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定させることとする。また、プロジェクト終了時には、JCC の機会等を利用して、教育セクター等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論する。

<sup>9</sup> なお、現時点で効果的な経験共有に関するアイデアがある場合は、同内容をプロポーザルにて提案すること。

<sup>10</sup> 現地コンサルタント等の活用方法についてプロポーザルで提案すること。

### (3) 他ドナー等とのワークプランの共有

教育セクターのドナー等を対象に、既存の開発協力機関の会合等の機会を活用し、C/P と共同でワークプランに基づき、JICA 支援概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

### (4) プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分野の明確化）

配布資料 討議議事録 (R/D) の記載事項を前提に、本事業の実施体制の確認のため、C/P とともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確にして文書として取りまとめる。なお、C/P 以外の関係者からの理解や積極的関与を促すため、職務、役割分担を JCC で周知するとともに、教育省から必要な通達等が発出されるよう支援する。

### (5) プロジェクト業務部分完了報告書・プロジェクト事業完了報告書の作成・協議等

プロジェクト第 1 期終了時には C/P とともにプロジェクト業務部分完了報告書を作成し、合同調整委員会 (JCC) 等にて関係者と協議し、プロジェクト進捗状況を共有する。

プロジェクト終了に際しては、プロジェクト業務完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会等を開催する。

### (6) プロジェクト終了に向けたマニュアルや機材の引き渡し

プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や機材をマラウイ側へ確実に引き渡す。著作権については、教材作成時に引用箇所や写真など著作権・使用許諾等に問題ないことを確認し、プロジェクト終了後も C/P が活用方法を含むマニュアル管理を遂行できる体制を整備した上で、引き渡しを行う。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA 本部及び JICA マラウイ事務所と協議の上、対応すること。

## 【成果 1 に係る業務】 コミュニティ協働型学校運営モデルに係る活動

### (1) パイロット地域の学校運営状況に係る調査（活動 1-1）

本事業で講師研修に加え、学校関係者の研修を行うパイロット地域（カスング、南ムジンバ、リロングウェ東郊外、リロングウェ西郊外、リロングウェ都市部）の学校の学校運営状況の把握を目的とした調査を実施する<sup>11</sup>。

### (2) コミュニティ協働型学校運営モデルの開発と機能化を通じた学習成果改善活動に係る経験共有ワークショップの開催（活動 1-2）

マラウイ教育省関係者を対象に、上記 (1) 等を通して確認したコミュニティ協働型学校運営の現状と他国の類似案件の成果への理解を深め、今後の展望を検討するため、

<sup>11</sup> 調査対象地域及び範囲については調査内容とともに、適切な数量・地域をプロポーザルにて提案すること。

数十名規模の経験共有セミナーを開催する。コミュニティ協働型学校運営の機能化を進めていくための課題等について関係者で共有し、今後の検討材料とする。頻度は毎年1～2回程度、1日間、を想定している<sup>12</sup>。

### (3) 実施手順と研修マニュアルの策定（活動1-3、活動1-5、活動1-9）

学校運営委員会(SMC)の民主的設立、学校改善計画(School Improvement Plan(SIP))計画立案、財務管理、SMCのネットワーク構築を含む県レベルでのSMCのモニタリングに関する実施手順及びそれぞれの関係者に対する研修マニュアルを検討・作成する。なお、その際には上記先行案件やプロジェクト研究の成果を分析するとともに最大限活用する。また、対象県の県教育事務所とも連携の上、実施する。

現時点では、以下に記載の通り、それぞれ中央講師研修及び学校関係者研修を分けて実施することを想定しているが、プロジェクト開始後に費用対効果の高い研修手法を検討し（研修日数、研修講師数、研修受講者数の削減等を通じて）、それを反映した研修マニュアルを策定すること<sup>13</sup>。

#### 1) マスタートレーナーの育成

- ・人数：10名程度
- ・日数：5日程度
- ・研修内容：
  - 民主選挙によるSMC設立
  - 学校改善計画（SIP）分析、計画立案のための活動
  - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
  - 補習活動・宿題含む学習成果改善に直接効果のある活動
  - SMCへの外部関係者によるモニタリングの活動
  - SMC連合構築のための活動

#### 2) 県教育事務所関係者(PEA含)の育成研修

- ・人数：120名程度
- (内訳：全パイロット地域PEA、DE010名を想定)

※各県のPEAの数は以下を想定。

教育行政県	PEA数
リロングウェ東郊外	21
リロングウェ西郊外	19
リロングウェ都市部	10
カスング	35
南ムジンバ	26

<sup>12</sup> 適切な回数・人数・頻度についてプロポーザルにて提案すること。

<sup>13</sup> 上記を踏まえ、実施方針や具体的内容をプロポーザルにて提案すること。

計	111
---	-----

- ・ 日数：6 日程度
- ・ 研修内容：
  - 民主選挙による SMC 設立
  - 学校改善計画（SIP）分析、計画立案のための活動
  - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
  - 補習活動・宿題含む学習成果改善に直接効果のある活動
  - SMC への外部関係者によるモニタリングの活動
  - SMC 連合構築のための活動

### 3) 学校関係者研修

- ・ 人数：4 名/各学校  
（内訳：校長、SMC 代表者 2 名、PTA 代表者を想定）
- ・ 日数：4 日程度
- ・ 研修内容：
  - 民主選挙による SMC 設立
  - 学校改善計画（SIP）分析、計画立案のための活動
  - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
  - 補習活動・宿題含む学習成果改善に直接効果のある活動
  - SMC への外部関係者によるモニタリングの活動
  - SMC 連合構築のための活動

#### （4）学校運営委員会（SMC）の民主的設立に関する研修の実施（活動 1-4、活動 1-7）

活動 1-3 で開発された研修マニュアル及び普及計画に基づいて、県教育事務所関係者及び学校長を対象に、SMC の民主的設立に関する研修を実施する。

#### （5）学校改善計画（SIP）分析、計画立案、財務管理に関する研修の実施（活動 1-6、活動 1-8）

活動 1-5 で開発された研修マニュアル及び普及計画に基づいて、県教育事務所関係者及び SMC 関係者や他の関係者を対象に、学校改善計画（SIP）分析、計画立案、財務管理に関する研修を実施する。

#### （6）SMC のネットワーク構築を含む SMC のモニタリングに関する研修の実施（活動 1-10、活動 1-11）

活動 1-9 で開発された研修マニュアル及び実施計画に基づいて、県教育事務所関係者及び SMC のネットワーク構築を担当する執行部を対象に、SMC のネットワーク構築を含む SMC のモニタリング（モニタリングの仕組み、実施手順・ツール、技術助言の提供等）に関する研修を実施する。

#### （7）県教育フォーラムの実施（活動 1-12）

県内のコミュニティ協働型学校運営を通じた教育へのアクセス、残留率、質、教育のガバナンスの向上を目的とした県教育フォーラムを開催する。県教育フォーラムはパイロット対象地域である全 5 教育行政県において実施することを想定しているが、開催頻度及び日数、参加者等は、プロジェクト開始後に C/P と協議の上、決定する。

#### （8）パイロット地域におけるレビュー・ワークショップの実施（活動 1-13）

教育省関係者を対象に、パイロット地域におけるコミュニティ協働型学校運営の改善モデルの試行に係るレビュー・ワークショップを実施する。

【成果 2 に係る業務】コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上に係る活動

#### （1）学力水準に関する調査の実施（活動 2-1）

文献調査や現地調査等を通じて、教育省や他ドナーの中退防止・留年削減に係る政策・方針をレビューするとともに対象地域における児童の学力や学習環境の状況調査を実施する。本調査は学力成果改善活動モデルを試行・導入する地域において、同地域の児童の学力の状況を把握することを目的としており、調査結果については、モニタリングシートに結果を記載すること。調査実施にあたっては、前述の留意事項を踏まえた計画とすること。

#### （2）実施手順と研修マニュアルの開発（活動 2-2）

補習活動及び宿題を含むコミュニティ協働型の学習成果改善活動に係る実施手順及びそれぞれの関係者に対する研修マニュアルを検討・作成する。その際には、プロジェクト研究や他国の類似案件の成果を分析するとともに最大限活用する。また、対象県の県教育事務所とも連携して実施する。

#### （3）学力に関するベースライン/エンドラインの実施

##### 1）ベースライン調査（活動 2-3）

対象校の児童の計算能力・読み書きの把握を目的としたベースライン調査を実施する。ベースライン調査の結果に係る結果については、モニタリングシートに結果を記載すること。前述のジェンダー視点等の留意事項を踏まえた計画とするとともに、介入効

果を比較するための対照群の設定を含め、介入効果を可能な限り客観的に確認するための調査枠組みを設定すること<sup>14</sup>。

## 2) エンドライン調査（活動 2-6）

子どもの学力改善に係る活動の介入結果の検証を目的とし、ベースライン調査を実施した対象校を対象にエンドライン調査を実施する。調査結果について分析を行い、プロジェクト成果として直近のモニタリングシートの添付資料の形で取り纏めるとともに、モデルの改善を行う。

## （4）学習成果改善活動の実施に係る研修の実施（活動 2-4、2-5）

活動 2-2 で開発した研修マニュアル及び実施手順に基づいて、県教育事務所関係者及び校長、コミュニティファシリテーター<sup>15</sup>を対象に、補習活動及び宿題を含む学習成果改善活動の実施に係る研修を実施する。研修に関しては、それぞれの関係者に対する研修をカスケード式に実施することを想定しており、学校関係者を対象とした研修については、各校で民主的 SMC が設立された後に実施される必要がある点に留意が必要<sup>16</sup>。

## （5）学習成果改善活動に関する報告（活動 2-7）

教育省関係者を対象に、プロジェクトにより子どもの学力改善に係る活動の介入結果の検証結果等に基づいた活動報告を行う。

## 【成果 3に係る活動】コミュニティ協働型学校運営をもとにした中退・留年削減に係る活動

### （1）男子児童・女子児童の中退・留年に関する調査（活動 3-1）

文献調査や現地調査等を通じて、教育省や他ドナーの中退防止・留年削減に係る政策・方針をレビューするとともに対象地域における男子児童・女子児童の中退・留年に関する状況調査を実施する。本調査はコミュニティ協働型学校運営をもとにした中退・留年削減モデルを試行・導入する地域において、同地域の男子児童・女子児童の中退・留年に関する状況を把握することを目的としており、調査結果については、モニタリングシートに結果を記載すること。調査実施にあたっては、前述の留意事項を踏まえた計画とすること。

### （2）男子児童・女子児童の中退・留年に関するベースライン/エンドライン調査の実施

#### 1) ベースライン調査（活動 3-2）

<sup>14</sup> サンプル数及び調査対象地域については調査内容とともに、適切な数量・地域をプロポーザルにて提案すること。

<sup>15</sup> 補習活動や宿題など、課外の学習成果改善活動を支援する教員と住民の有志を想定。

<sup>16</sup> 上記を踏まえ、実施方針や具体的内容をプロポーザルにて提案すること。

成果2に係る業務と同様に、対象校の男子児童・女子児童の中退・留年状況の把握を目的としたベースライン調査を実施する。同地域の監察結果を基に、データを読み解き、モデルの開発を進めることとする<sup>17</sup>。

## 2) エンドライン調査（活動3-5）

ベースライン調査を実施した対象校を対象にエンドライン調査を実施する。調査結果について分析を行い、プロジェクト成果として直近のモニタリングシートの添付資料の形で取り纏めるとともに、モデルの改善を行う。

### （3）男子児童・女子児童の中退防止・留年削減に資する優良実践の特定、評価（活動3-3、活動3-4）

男子児童・女子児童の中退防止・留年削減に資するモデルの開発に向け、教育省やJICAの有する既存のナレッジやツール等を活用して、男子児童・女子児童の中退防止・留年削減への効果が確認されている優良実践を特定する。

また、パイロット活動対象校にて、特定した優良実践を基にした男子児童・女子児童の中退・留年削減モデルに基づく活動を実施する<sup>18</sup>。パイロット活動対象校は、教育省と協議の上、モデルの将来的な全国普及を見据えた、典型的な教育現場をもつ学校に決定する。パイロット活動対象校にて、本プロジェクトで開発したモデルの介入効果を測定し、パイロットモデルの評価を実施する。

### （4）経験共有ワークショップの実施（活動3-6）

本プロジェクト期間の終盤に経験共有ワークショップを開催し、教育省関係者等を招いて、プロジェクトによる子どもの男子児童・女子児童の中退防止・留年削減に係る活動の介入結果の検証結果等に基づいた経験共有ワークショップを開催する。

【成果4に係る活動】コミュニティ協働型学校運営モデルの学校レベルでの全国展開に向けた準備に係る活動

#### （1）パイロット地域でのモデル試行に係る評価の実施（活動4-1）

パイロット地域（カスング、南ムジンバ、リロングウェ東郊外、リロングウェ西郊外、リロングウェ都市部）での活動やモニタリング結果、成果2にかかるベースライン/エンドライン調査の結果を分析し、経験・教訓として取りまとめる。具体的には、パイロット対象地域での活動を通じて改善されたモデルに関し、普及可能性の評価を目的とした調査を実施する。費用対効果、費用の手頃さ、広域展開しても劣らない技術的效果を主な検証対象とする<sup>19</sup>。

なお、評価結果や経験・教訓は報告書としてまとめ、直近のモニタリングシートの添付資料として提出すること。

<sup>17</sup> サンプル数及び調査対象地域については調査内容とともに、適切な数量・地域をプロポーザルにて提案すること。

<sup>18</sup> 実施にあたっての各種研修やモニタリング支援の活動内容はプロポーザルにて提案すること。

<sup>19</sup> 具体的な評価デザインについてはプロポーザルにて提案すること。



## (2) 学習成果の改善モデルの承認ワークショップの開催（活動 4-2）

マラウイ教育省及び県教育事務所関係者を対象に、パイロット対象地域での経験・教訓を共有し、モデル改善を検討するための経験共有セミナーを開催することを想定している。パイロット対象地域以外への普及活動前にこちらを実施し、結果を踏まえたモデルの改善を行う。

## (3) 県教育省事務所を対象としたモデルの普及（活動 4-3）

パイロット対象地域での経験・教訓を基に、パイロット対象地域以外の県教育事務所関係者を対象にプロジェクトで開発したモデルの普及に係る活動を実施する。

現時点では、以下に記載の通り実施することを想定しているが、プロジェクト開始後にパイロット対象地域での経験・教訓等も踏まえ、費用対効果の高い研修手法を検討し（研修日数、研修講師数、研修受講者数の削減等を通じて）、それを反映した研修マニュアルを更新すること。

### ■県教育事務所の育成普及に関する研修（パイロット対象地域以外）

- ・ 人数：2名/県
- ・ 日数：6日程度
- ・ 研修内容：
  - 民主選挙による SMC 設立
  - 学校改善計画（SIP）分析、計画立案のための活動
  - 財務管理及び自己モニタリング・評価の活動
  - 補習活動・宿題含む学習成果改善に直接効果のある活動
  - SMC への外部関係者によるモニタリングの活動
  - SMC 連合構築のための活動

## (4) 学校関係者を対象としたモデルの普及（リソース次第）（活動 4-4）

パイロット対象地域での経験・教訓を基に、パイロット対象地域以外の学校関係者を対象にプロジェクトで開発したモデルの普及に係る活動を実施する。

なお、パイロット対象地域以外の学校関係者の能力強化研修に関しては、マラウイ国教育省側が責任を以て実施することを合意しているが、本事業のリソース次第では、モデルの全国普及を目的として、パイロット対象地域以外の学校関係者研修の能力強化に関する研修を実施する。本活動については、プロジェクト開始後に、プロジェクトの進捗等を踏まえ、先方政府と協議の上、決定することとする。

## 第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、第1期はプロジェクト業務部分完了報告書、第2期はプロジェクト業務完

了報告書とし、それぞれ、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。成果品の提出期限は、それぞれの期の契約履行期間の末日とする。また、ベースライン及びエンドライン調査については、この目的で収集したスクリーニング済みのデータセットについても併せて提出すること。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

	報告書名	提出時期	部数
第1期 (2023年4月～ 2025年3月)	業務計画書 (第1期)	契約締結後10日以内	和文：1部、 電子データ
	ワークプラン (第1期)	2023年5月頃	英文：2部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 1	2023年9月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 2	2024年2月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 3	2024年9月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 4	2025年2月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	プロジェクト業務部分完了 報告書	2025年3月頃	和文：3部、 英文：3部 電子データ
第2期 (2025年4月～ 2028年3月)	業務計画書 (第2期)	契約締結後10日以内	和文：1部、 電子データ
	ワークプラン (第2期)	2025年5月頃	英文：2部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 5	2025年9月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 6	2026年2月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 7	2026年9月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ

	モニタリングシートNo. 8	2027年2月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	モニタリングシートNo. 9	2027年9月頃	和文：1部、 英文：1部、 電子データ
	プロジェクト業務完了報告書	2028年3月上旬	和文：5部 英文：5部 CD-ROM：1枚 電子データ

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）とコンサルタントで協議、確認する。

#### 1) ワークプラン記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②プロジェクト実施の基本方針
- ③プロジェクト実施の具体的方法
- ④プロジェクトの実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥業務フローチャート
- ⑦要員計画
- ⑧先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑨その他必要事項

#### 2) モニタリングシート

発注者の指定する技術協力プロジェクトモニタリングシート記載項目の通り。

C/P 含む関係者とともに作成し、6 か月毎に更新を行うとともに、半年毎に JICA に提出する。

#### 3) プロジェクト業務部分完了報告書／プロジェクト業務完了報告書記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

- ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等） ※
- ⑤上位目標の達成に向けての提言 ※
- ⑥次期活動計画（プロジェクト業務部分完了報告書のみ）
- ⑦添付資料
  - （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
  - （イ）業務フローチャート
  - （ウ）詳細活動計画（WBS等を活用）
  - （エ）専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
  - （オ）研修員受入実績（国別研修を実施した場合）
  - （カ）機材調達実績（引渡しリスト含む） ※
  - （キ）合同調整員会議事録等
  - （ク）その他活動実績

※④、⑤及び（カ）の引渡しリストはプロジェクト業務完了報告書のみ記載

## （２）技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、それぞれの完成年次のモニタリングシート乃至完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) SMC 設立に係る研修マニュアル
- 2) SIP 分析、計画立案、財務管理に係る研修マニュアル
- 3) SMC のネットワーク構築を含む SMC のモニタリングに係る研修マニュアル
- 4) コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上に係る研修マニュアル
- 5) 学習教材
- 6) 学力水準に関する調査報告書
- 7) 男子児童・女子児童の中退・留年に関する調査報告書

## （３）コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA 本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA 本部に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動写真

- 3) WBS (Work Breakdown Structure)
- 4) 業務フローチャート (計画と実績)

(4) 収集資料

プロジェクト終了時に計画期間中に収集した資料、データ及びリスト一式 (JICA 図書館の提携様式) を提出する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	持続性のあるモニタリング・助言指導体制とツールの方策	第6条 実施方針及び留意事項 (11) 持続性のあるモニタリング・助言指導体制とツールの策定 (P. 15)
2	効果的な広報活動	第6条 実施方針及び留意事項 (15) そのほかの留意事項 (ウ) 広報活動 (P. 17)
3	他国との経験共有のためのアイデア等	第6条 実施方針及び留意事項 (15) その他留意事項 (キ) 他国との経験共有 (P. 18)
4	現地コンサルタント等の活用方法	第7条 業務の内容 (P. 18)
5	パイロット地域の学校運営状況に係る調査(調査対象地域及び範囲、調査内容) (適切な数量・地域)	第7条 業務の内容 成果1活動1-1 パイロット地域の学校運営状況に係る調査の実施 (P. 19)
6	コミュニティ協働型学校運営モデルの開発と機能化を通じた学習成果改善活動に係る経験共有ワークショップ(適切な回数・人数・頻度)	第7条 業務の内容 成果1活動1-2 コミュニティ協働型学校運営モデルの開発と機能化を通じた学習成果改善活動に係る経験共有ワークショップの開催 (P. 20)
7	コミュニティ協働型学校運営モデルの普及に係る各階層への研修(研修日数、研修講師数、研修内容、研修受講者数の削減等)	第7条 業務の内容 成果1活動1-3、1-5、1-9 実施手順と研修マニュアルの策定 (P. 20)
8	学力に関するベースライン/エンドライン調査の内容(サンプル数及び調査対象地域等)	第7条 業務の内容 成果2活動2-3、2-6 学力に関するベースライン/エンドライン調査の実施 (P. 23)

9	学習成果改善活動の普及にかかる各階層への研修に係る実施方針や具体的内容（研修日数、研修講師数、研修内容、研修受講者数の削減等）	第7条 業務の内容 成果2活動2-4、2-5 学習成果改善活動の実施に係る研修の実施（P. 23）
10	男子児童・女子児童の中退・留年に関するベースライン/エンドライン調査内容（サンプル数及び調査対象地域等）	第7条 業務の内容 成果3活動3-2、3-5 男子児童・女子児童の中退・留年に関するベースライン/エンドライン調査（P. 24）
11	中退防止・留年削減に資するパイロット活動の内容（各種研修やモニタリング支援等の活動内容等）	第7条 業務の内容 成果3-3、3-4 男子児童・女子児童の中退防止・留年削減に資する優良実践の特定、評価（P. 24）
12	パイロット地域でのモデル試行に係る評価の方法（評価デザイン等）	第7条 業務の内容 成果4活動4-1 パイロット地域でのモデル試行に係る評価の実施（P. 25）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：学校運営改善を通じた教育改善に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／学校運営
- 教育開発

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 38.00 人月

##### 2) 業務経験分野等



各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／学校運営）】

- ① 類似業務経験の分野：学校運営に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：教育開発】

- ① 類似業務経験の分野：教育開発に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

**【留意事項】**語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年4月に業務を開始し、2025年2月にプロジェクト業務部分完了報告書、2028年3月頃にプロジェクト業務完了報告書を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 66.00人月（現地：57.50人月、国内：8.50人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／学校運営（2号）
- ② 教育開発（3号）
- ③ 中退防止・留年削減
- ④ 研修計画／ジェンダー

#### 3) 渡航回数を目途 全35回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 成果 2 及び 3 に係る状況調査、ベースライン調査及びエンドライン調査におけるデータの収集等
- プロジェクトにおける各種研修及びワークショップ（フォーラムも含む）の開催支援業務（ロジ業務等）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting : M/M)
- 討議議事録 (Record of Discussion : R/D)
- マラウイにおける開発協力機関間での研修単価に係る取極め「Daily Subsistence Allowance (DSA)」
- 【DSA 補足資料】 Addendum to the harmonized DSA guidelines Sept 22

2) 公開資料

- アフリカ地域プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』のための読み書き・計算モデルの開発・スケールアップ」業務完了報告書  
[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)
- マラウイ国教育セクター計画 (National Education Sector Investment Plan : NESIP) (2020 年～2030 年)  
[malawi\\_nesip\\_2020-2030.pdf \(unesco.org\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有（リロングウェ県教育事務所内予定）
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

業務従事者は、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要がある。特に安全対策に関する JICA マラウイ事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。現地の治安状況については、在マラウイ日本国大使館や JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、日常的に治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。JICA マラウイ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意す

る。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者前任を登録する。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

#### **【上限額】**

**254,864,000円（税抜）**

なお、定額計上分 161,472 千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費目
1	ベースライン調査	「第2章特記仕様書案 第7条業務の内容 【成果2に係る業務】 (3) 学力に関するベースライン、 【成果3に係る業務】 (2) 男子児童・女子児童の中退・留年に関するベースライン」	10,000,000円	学力調査一式および中退・留年調査一式	再委託費
2	エンドライン調査	「第2章特記仕様書案 第7条業務の内容 【成果2に係る業務】 (3) 学力に関するエ	10,000,000円	学力調査一式および中退・留年調査一式	再委託費

		ンドライン、 【成果3に係る業務】 (2) 男子児童・女子児童の中退・留年に関するエンドライン」			
3	各種研修WS（フォーラムも含む）	「第2章特記仕様書案 第7条業務の内容 【成果1に係る業務】 (4) 学校運営委員会（SMC）の民主的設立に関する研修の実施 (5) 学校改善計画（SIP）分析、計画立案、財務管理に関する研修の実施 (6) SMCのネットワーク構築を含むSMCのモニタリングに関する研修の実施 (7) 県教育フォーラムの実施 (8) パイロット地域におけるレビュー・ワークショップの実施 【成果2に係る業務】 (4) 学習成果改善活動の実施に係る研修の実施 【成果3に係る業務】 (3) 男子児童・女子児童の中退防止・留年削減に資する優良実践の特定、評価 (4) 経験共有ワークショップの実施 【成果4に係る業務】 (2) 学習成果の改善モデルの承認ワークショップの開催 (3) 県教育省事務所を対象としたモデルの普及	80,000,000円	各種研修及びワークショップ（フォーラムも含む）の開催支援業務（ロジ業務等）	再委託費

		(4) 学校関係者を対象としたモデルの普及			
4	研修・セミナー等開催費	「第2章特記仕様書案 第7条業務の内容 【成果1に係る業務】 (4) 学校運営委員会(SMC)の民主的設立に関する研修の実施 (5) 学校改善計画(SIP)分析、計画立案、財務管理に関する研修の実施 (6) SMCのネットワーク構築を含むSMCのモニタリングに関する研修の実施 (8) パイロット地域におけるレビュー・ワークショップの実施 学習成果改善活動の実施に係る研修の実施 【成果4に係る業務】 (3) 県教育省事務所を対象としたモデルの普及	61,472,910円	参加者昼食代、参加者宿泊費、参加者交通費、研修文房具、会場代	一般業務費
		合計	161,472千円		

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドバイ⇄ヨハネスブルグ⇄リロングウェ

東京⇄ドーハ⇄ヨハネスブルグ⇄リロングウェ

東京⇄香港⇄ヨハネスブルグ⇄リロングウェ

東京⇄シンガポール⇄ヨハネスブルグ⇄リロングウェ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 34 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／ <u>学校運営</u>	( 27 )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／	( - )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( 7 )	( 12 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>教育開発</u>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上